

1. 桐蔭横浜大学大学院法学研究科の概要

(1) 名 称 桐蔭横浜大学大学院法学研究科

(2) 所在地 神奈川県横浜市青葉区鉄町1614番地 桐蔭横浜大学内

(3) 大学院の目的

本大学院は、教育基本法および学校教育法に則り、建学の精神に基づき、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究し、法学に関する理論的・実践的な能力を備え、社会の進展と福祉に貢献し得る知的・道徳的および応用能力を有する人材を育成することを目的とする。

(4) 課 程 修 士 課 程 平成9年4月開設
博士後期課程 平成11年4月開設

(5) カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の基本方針）

桐蔭横浜大学法学研究科は、法務研究科(法科大学院)と並存していることの意義に鑑み、カリキュラムの編成と実施に際し、学術コース、比較法コース、専修コースおよびポストキャリアコースの4コースを置き、それぞれ、研究者の養成、留学生の教育、高度専門実務家の育成、そして実務から学問への発展の援助を目的とする。但し、本研究科のディプロマポリシーにしたがい、高度な国際化に対応しうる広い視野を育成するため、細分化された専攻の枠にとらわれず任意の授業科目を自由に選択できることが重要であり、科目履修に際してコースによる制限はしないものとする。

以上にくわえ、とくに修士課程においては充実した修士論文を完成させるため指導教員によるきめ細かな研究指導を行うとともに、現代の複合的な法現象の研究には、関連する複数の分野の知見から成る立体的視点からの問題把握が不可欠であり、集団的指導による対応を図っていく必要がある。とりわけ修士論文の中間報告会においては、多くの教員による多面的指導を行い、修士論文の完成度を一段と引き上げていく。

(6) ディプロマポリシー（学位授与の基本方針）

修士課程

本学大学院学則に示されているように、法に通暁した高度専門職業人を養成するとともに、高度に国際化した法の現状に対応しうる能力を養成し、くわえて一層高度な研究に耐えうる能力及び知見を養成することが本課程の目的であり、この目的を達成するため、それぞれの法分野及び政治学の高度な専門的知見を獲得し、そこで得られる広い視野により、国際化した法体系全体の中で専門的知見を位置づけ、展開しうる能力を身につけることが学位取得の前提となる。すなわち、基礎法学及び政治学などの学修を通じて体系的視点を身につけ、専門分野における十分な法解釈能力と他国の実例を参照するための比較法の方法論を身につけねばならない。具体的には、本学所定の修了要件を満たし、上記の能力を獲得したことを証明できるレベルの修士論文を提出し、最終試験に合格した者に修士(法学)の学位を授ける。

博士後期課程

本学大学院学則に規定された、法律学に関する専門的な研究職及び高度な法律専門職を志望する者を養成するとの目的に従い、専門とする法分野の細部にわたる充実した知見を身につけ、強い問題意識に裏付けされたオリジナリティーのある研究を遂行する能力、または、新奇性のある問題に対しても体系的視点及び学際的視点から法的議論を広く深く展開する能力を身につけることが要求される。論文執筆のための指導を受け、所定の要件を満たした博士論文を期限内に執筆し、上記の能力を証明できるレベルに達したことを示し、さらに最終試験に合格した者に博士(法学)の学位を授ける。

(7) 修士課程の概要

①趣 旨

修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。

②標準修業年限 標準修業年限は2年とする。

③入学定員 法律学専攻 10名

④専攻内容 修士課程専攻案内参照

⑤修了要件

修士課程の修了要件は、大学院修士課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、各修士課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

⑥学 位

修士課程を修了した者には、「修士(法学)」の学位が授与される。

(8) 博士後期課程の概要

①趣 旨

博士後期課程は、法律学に関する専門的な研究職および高度な法律専門職等を志望する者を養成する。

②標準修業年限 標準修業年限は3年とする。

③入学定員 法律学専攻 2名

④専攻内容 博士後期課程専攻案内参照

⑤修了要件

博士後期課程の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、単位制による授業を行い、博士後期課程を通じて学生の指導教授(主)が所属する研究分野で、研究指導を必修とし、12単位を修得した上、大学院が行う博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。但し、博士後期課程2年次編入生については2年以上在学し、

研究指導 8 単位を修得した上で、大学院が行う博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

⑥学 位 博士（法学）

課程修了者に対する課程博士のほか、論文提出者に対する論文博士の制度がある。

(9) 奨学金制度

①本学の奨学金制度

修士課程及び博士後期課程では、学業成績等が特に優秀な者または経済的援助の必要な者には、奨学金を支給できる。

博士後期課程における授業料は、国立大学に準じた額とする。

②日本学生支援機構

日本学生支援機構奨学金の貸与制度が適用される。

③そ の 他

神奈川県等地方自治体、財団及び会社等による奨学金がある。

2. 修士課程専攻案内

(1) 大学院法学研究科の教育方針

大学院法学研究科は、学部レベルでの基本的な法知識及び法技術の修得を前提として、さらに世界的視野で問題を捉え、諸外国の法情報を収集するだけでなく、わが国の法学研究を広く海外に発信して国際的規模での法情報の共有を図り、これに基づいて諸国の法律家とのコミュニケーションを担いうる研究者や司法書士など高度の法律専門職業人を養成し、もって現代の要請に応じたわが国の法秩序の発展と法的国際協力の促進に資することを教育方針とする。

(2) 法律学専攻及びコースについて

大学院法学研究科は、法律学専攻のみを置き、すべての法分野について、広く国際的な視野に立った教育と研究を行うことを目的とする。したがって、学生は、細分化された専攻の枠にとらわれず、任意の授業科目を自由に選択することができる。

もともと、学生の履修の便宜を考慮してコース制とし、司法書士養成コース、専修コース、比較法コース及び学術コースの4コースを置く。ただし、これらのコースは厳密な区分を意味するものではなく、コースごとに必修科目や履修できない科目があるわけではない。

各コースの履修目標

(イ) 司法書士養成コース

司法書士の養成を目的とする。

(ロ) 専修コース

高度専門職業人の養成ないしは高度生涯学習の機会の提供を目標とする。

(ハ) 比較法コース

比較法の手法により、日本法と外国法との比較検討を通じて、高度に国際化した法の現状に対応しうる能力の養成を目標とする。

(ニ) 学術コース

博士後期課程への進学を予定し、研究者・教員志望の学生を対象とするもので、一層高度な研究に耐えうる能力および知見の涵養を目標とする。

(3) 授業科目について

大学院法学研究科修士課程において開講される授業科目は、基礎法学分野と実定法学分野に分け、Semester制により、原則として、前期開講科目をI、後期開講科目をIIとして開講する。

(イ) 基礎法学分野

基礎法学分野の担当教員は、次のとおりである。

法情報学特講 I	法情報学特講 II	教授	法学修士	笠原 毅彦
日本法史特講 I	日本法史特講 II	教授	法学修士	出口 雄一
法社会学特講 I	法社会学特講 II	教授	法学修士	河合 幹雄
英米法特講 I	英米法特講 II	教授	法学博士	山口 裕博
政治学特講 I	政治学特講 II	教授	法学修士	原 千砂子
政治思想史特講 I	政治思想史特講 II	教授	法学博士	升 信夫
サヴィニー研究				
基礎法学文献研究 I		終身教授	名誉法学博士	村上 淳一

基礎法学分野の授業科目の概要は、次のとおりである。

科 目	概 要
法情報学特講	情報革命による情報化社会の成立は、社会にさまざまな変革をもたらしている。これらの変革は、当然、法制度にも大きな影響を与えているが、最新の課題点を追いながら、これら新しい情報法の解釈、新しい法制度のあるべき姿を追っていく。
法学基礎理論特講	ローマ法をモデルとする法は、どの社会にでもある物ではなく、その成立には特殊な政治的・社会的構造、さらには言語に関する特殊な考え方があった。これらを明らかにすべく、古代ギリシアを素材に政治の成立（それは、政治とは何かの再定義を前提とする）を論じ、そこから民主主義の成立、さらには、ローマにおける法（学）の成立について明らかにし、法が成立するさまざまな条件について理解することを目標とする。
西洋法史特講	ローマの共和政を前提にして生まれた法学の基本構造を捉え、それが教会を通じて中世に伝えられ、さらに中世法学（ローマ法学・教会法学）によって洗練されると共に変容を受け、近世のルネッサンスと宗教改革を経て批判的な組換えを受けながら、近代法の基礎理論ができる過程を、社会構造と関連させながら理解することを目標とする。
日本法史特講	近年、日本近現代史について、新たな分析視角を導入した意欲的な通史が積極的に編まれている。これらの通史のうち一つを選んで精読し、そこに現れる法的問題について発見、検討する事を目的とする。
法社会学特講	犯罪と社会および法の関係の考察を中心とする。日本の犯罪は僅かに増加傾向を示し始めているに過ぎない一方、犯罪に対する不安は増大している。日本の伝統的な治安のよさの原因を、広く社会内の人間関係まで考察し、その伝統が崩れつつある状況を考察する。
英米法特講	英米法は、歴史的伝統、法的思考方法、法制度、および法源などにおいて大陸法とは大きく相違している。これらの点を中心に理論的、マクロ的視点から英米法の特色を理解することを目的とする。その際、ヨーロッパ法の影響を受けつつあるイギリス法と、新しい法の巨大な実験場となっているアメリカ法の現状についても、具体例を通して理解するようにする。
ドイツ法特講	ドイツ法の歴史的展開、とりわけ近代以降の発展からドイツ法全体の特色を理解する。これを前提にして、19世紀のドイツ法学、特に公法学の発展から、20世紀公法の発展、さらに憲法裁判所の活動を中心とした第二次大戦後の公法学の発展を概観する。特に憲法裁判所の、制度的特色、その現代法における意義を判例を通じて理解することを目標とする。
比較法文化論特講	日本法は、前近代では中国法の影響を受け、近代以降は西欧法の影響を受けて発展してきた。前近代における日本法と西欧法の発展の違いを前提に、前近代における法観念の違いが、近代以降の発展にどのような影響を与えてきたか、とりわけ類似の問題（現代的な問題も含む）についての対応も含めて、対比しながら理解することを旨とする。

政治学特講	政治学および法律学の基本概念であり当為でもあるところの「正義」や「公正」、「社会秩序」といった概念について、平易かつ根底的に考えることを目的とする。
政治思想史特講	自由主義、保守主義などの概念は、客観的な実体として存在しているわけではなく、現在を生きる論者が、未来を志向する根拠付けを得るため、過去に恣意的に探し出す物語という性質を必ず帯びている。20世紀アメリカを中心として、保守とリベラルという観念が、どのようなドラマを演じてきたかを具体的素材としながら、政治や法学の分析的観念の操作性について考える。
サヴィニー研究	サヴィニーは、近代法の形成において決定的な役割をはたした人物である。原典購読を中心とする彼の法学の理解を通じて、近代法の形成とそれを前提とする現代法への展開を、法学方法論、法源論、所有権論、さらには、法律行為論といった具体的な問題に即して理解することを目的とする。
基礎法学文献研究	法学、とりわけ基礎法学研究にとって言語に対する習熟は決定的に重要である。単に外国語に習熟するというだけでなく、言語を一語一句厳密に理解するということは、そもそも人文科学・社会科学にとって不可欠の思考訓練である。用語のもつ歴史的背景もふまえた、「読解」「解釈」の基礎的訓練を行う。また、英語だけではなく、むしろドイツ語やフランス語といった文法構造においてより厳密な言語の文献を主たる対象とする。

(ロ) 実定法学分野

実定法学分野の担当教員は、次のとおりである。

憲法特講 I	憲法特講 II	教授	法学修士	森	保憲
行政法特講 I	行政法特講 II	教授	法学士	加藤	幸嗣
国際公法特講 I	国際公法特講 II	教授	法学修士	内ヶ崎	善英
外交史特講 I	外交史特講 II	教授	政治学博士	ペマギョルポ	
租税法特講 I	租税法特講 II	講師	法学修士	西本	靖宏
経済法特講 I	経済法特講 II	講師	農学士	鈴木	満
刑法特講 I	刑法特講 II	講師	法学士	赤松	幸夫
刑事訴訟法特講 I	刑事訴訟法特講 II	教授	法学修士	宮島	里史
刑事政策特講 I	刑事政策特講 II	教授	法学修士	竹村	典良
民法特講 I	民法特講 II	准教授	法律学修士	小島	奈津子
商法特講 I	商法特講 II	教授	法学修士	竹内	明世
民事執行保全法特講 I	民事執行保全法特講 II	教授	法学修士	小林	学
労働法特講 I	労働法特講 II	准教授	法学修士	勝亦	啓文

実定法学分野の授業料目の概要は、次のとおりである。

科目	概要
憲法特講	人権・統治にかかわるテーマを含めて、憲法に対する侵害行為にはどのようなものがあるか、それに対する憲法の保障の方法としてどのようなものがあるか、統治機構と憲法理念との関係はどうか、現実との乖離はないか、などを取りあげる。
行政法特講	現代の行政において法治主義を貫徹するにあたって重要な課題となる、行政立法と行政行為の裁量の限界ないし統制のあり方を取りあげる。これは、委託立法における限界として憲法学における議論と重なるところもあるが、行政法固有の問題として検討する必要もあり、各国制度との比較を通じて、行政立法の策定手続、その裁量の限界について理解させることを目標とする。
国際公法特講	国際の平和維持と安全保障にかかる国際社会のこれまでの構造、条約化されてきたシステムおよびその背後にある思想を中心的な問題として取りあげる。
外交史特講	近・現代における日中関係の歴史の分析ないし検討のために、これにかかわる問題として、アメリカなどからの視点を取りあげる。一連の政策、対中戦争の原因と結果、歴史的影響など、重大な歴史問題の意味を検討する。
統治構造論特講	いわゆる55年体制と現在の状況を素材として、統治のメカニズムを分析し、検討することを目標とする。政と官という二元的な統治構造の輪郭を提示しながら、どのようにして生まれてきたのか、その由来を理解しつつ、また、これが日本国憲法を変質させたものであるのかどうか、現実における作用メカニズムを考察する。

租税法特講	わが国の租税法の原理と構造、租税制度についての基本原理を、比較法的な視点も交えて、明らかにすることを中心テーマとする。基本的文献や重要判例の分析ないし考察を通じて、所得課税、消費課税、資産課税に対する基本的な考え方、わが国と諸外国、とくにアメリカとドイツと対比しながら、それらの異同、現実の問題状況を検討し、考察することを目標とする。
経済法特講	日本において独占禁止法が果たしてきた役割を、経済的民主主義の発展ないし進歩の文脈において捉え直すと同時に、アメリカにおける反トラスト法と比較させ、発展段階の異なるアジア諸国において、独占禁止法が果たすべき役割をどのように考えるか、そしてどのように定着させるかなどについて、検討することを目標とする。
刑法特講	近代刑法学の大前提である罪刑法定主義についての意義ないし機能について再検討することを目標とする。現代における犯罪の多様化、国際化、これらに対する処罰の拡大化、重罰化という動向にあつて、個別的な犯罪現象を分析し、考察することを踏まえて、正しい理解とその解決のあるべき姿を検討する。
刑事訴訟法特講	刑事手続に焦点を当てて研究する。日本の刑事手続法を理解した上で、アメリカ合衆国の刑事手続と対比しながら考察する。合衆国最高裁の判例を読み、争点がどのように解決されているか、それはどのような理由付けによるかを理解し、日本における刑事手続上の問題点をどのように解決すべきかを探る。
刑事政策特講	犯罪現象の背後にある精神的な障害、心理的抑制、覚せい剤・麻薬などの薬物、自然的・地理的環境、家庭環境や地域社会、経済的条件など、社会的要因を拾いあげ、犯罪現象の発生原因について考察したうえで、犯罪者の処遇に関する法規ないし制度について、犯罪抑制という側面でいかに機能しているか、刑罰の本質を踏まえて、検討することを目標とする。
民法特講	取引法にかかるテーマでは、これと密接な関連をもつ担保物権制度も含め、今日的な課題を取りあげ、また、不法行為にかかるテーマでは、交通事故や医療過誤など現代的な訴訟を取りあげ、これらについての判例や学説などを検討し、判例の底流にある生きた規範は何であるかを探求することを目標とする。
商法特講	会社法を中心に、経済的規制緩和に伴って求められる法制度、法思想、消費者保護を前提にしつつ、新たな企業のあり方、コーポレートガバナンスのあり方を検討することを目標とする。具体的には、取締役の責任が問われた株主代表訴訟などの判例を通じて、取締役の行動基準はどうあるべきか、その責任のあり方はどうかなど、アメリカにおける理論状況なども併せて考察し、理解させる。
裁判法特講	現在進められている司法制度改革における重要問題を取りあげて、その背景にある事情、これを解消するための具体的改革案について、理解し、検討することを目標とする。たとえば、訴訟コストの負担、とりわけ弁護士報酬についての敗訴者負担、訴訟費用保険などを、訴訟制度を取り巻く司法制度との関連において、比較法的視点も含めた大局的な観点から、考察し、検討する。

民事訴訟法特講	民事訴訟法に関する知識の精緻化を目的とする。制度の意義、趣旨、要件等の基本的知識の再確認と例外的取扱いの定めについて説明し、手続における原則と例外を把握する。重要な判例について、事案と判旨を紹介し、解釈・運用の実際を理解する。
民事執行保全法特講	民事執行法および民事保全法の基本的な理解を目指し、司法書士試験問題の演習を確実に合格する水準に達するまで繰り返し行う。
労働法特講	労働法の体系的理解と、判例研究の手法を習得することを目的とする。
国際私法特講	国際私法規定の構造論を踏まえて、法律関係の性質決定および連結素の確定を主たる対象として、準拠法選定方法論の研究を目的とする。それらの対象に関する解釈論を理論から実務へ架橋するように考察し、とりわけ、学説に相接する判例法の現在の法状態について講義する。

(4) 履修について

学生は、各自の研究課題の達成及び将来の目標に応じて、自主的に履修することが必要である。このために、学生は、各自の研究分野の授業科目の履修を中心としつつも、研究分野の枠にとらわれずに、自主的に任意の授業科目を選択することができる。たとえば、民事法と憲法・行政法などの公法との交錯がますます顕著になっており、かつ、法理学・法社会学・比較法の知識が欠かせなくなっている現代社会の状況に鑑み、民事法学研究分野に属する学生であっても、これらの科目の履修をも考慮することが望ましい。

修士課程の学生としては、邦語・外国語の文献・資料を正確に理解して要約する能力、学修の成果を適切に構成して所定の時間内に発表する能力、積極的に質疑応答に参加して生産的な討論を行う能力などがその共通の学力である。

修士課程修了要件は、修士課程に2年以上在学し、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、各修士課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格することである。

(5) 研究指導について

①指導教授について

学生は、主として専攻する研究分野の教員ばかりでなく、他の研究分野の教員の指導を受けることもできる。さらに、学生は、指導教員が研究指導の中心的な役割を果たすので、研究資料の入手に便宜をはかってもらうことができ、また、論文作成等について論理的な表現力の訓練をも含めて行き届いた研究指導を受けることができる。

②研究指導の目標について

学生は、自己の研究課題を中心として任意の特論を聴講するとともに、文献の探索、外国語文献の読解力の充実、邦文・欧文の論文執筆の方法等を含む研究指導を受けることができる。

研究指導においては、基本的には、従来の研究水準の上にさらに一步を進めるための自主的な問題発見能力、新たな問題と取り組むために必要な文献・資料を自ら探索して発見する能力（内外のオンラインによるデータベースの利用を含む。）、さまざまな角度からの批判を予想しながら、論理的な文章で説得的に論旨を展開する能力を養成する。

③教育研究水準の確保について

大学院法学研究科では、研究者を目指す者については修士論文の完成を目標に履修指導・研究指導を行うが、いまひとつ「司法書士の養成」など「高度の専門的職業人」の人材養成をも目標としているから、専門職を目指す者については専門的職業人の養成を目標に履修指導・研究指導を行う。

(6) 修士（法学）論文および最終試験について

桐蔭横浜大学大学院学則第30条により、修士課程の修了要件は、修士課程に2年以上在学すること、30単位以上を修得すること、かつ、各修士課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査および最終試験に合格することである。

修士論文の審査において、修士論文は、広い視野に立って精深な学識を修め、法律学専攻の研究分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を有することを示すに足りるものと認められたとき合格となる。最終試験は、

修士論文の審査に合格した者に対して行う。

ここで、桐蔭横浜大学大学院学位規程（以下「学位規程」という。）に従って、修士論文の作成および提出について説明する。

①修士の学位申請書（学位規程第8条）

今年度3月に修士課程を修了しようとする者は、学務部で交付する書式の「学位申請書」に必要事項を記載して指導教授の承認印を得たのち、「学位申請書」を10月最終土曜日正午までに学務部へ提出して下さい。

なお、「学位申請書」を提出したのちに論文題目を変更しようとする者は、学務部で交付する書式の「学位申請変更届」を学務部へ直ちに提出して下さい。また、修士論文を提出せず、在学期間を延長しようとする者は、学務部で交付する書式の「在学期間延長願」を学務部へ提出して下さい。

②修士論文の審査基準

1. オリジナリティのある論文であること。
2. そのために、既存の先行研究を十分に検討していること。
3. 執筆者の文と引用文とを明確に区別できること。注および参考文献が漏れなく示されていること。
4. 20,000字以上であること。

③修士論文の提出上の注意（学位規程第9条）

修士論文の提出部数は、1部です。論文には、要旨を2部添付して下さい。修士論文および要旨は、学務部で必要部数のコピーを作成します。

④修士論文および要旨の作成上の注意

修士論文は、邦文に限ります。ただし、研究科委員会において英文による論文および要旨を可とする場合を除きます。

論文の用紙は、A4版（210mm×297mm）を使用することとします。論文は、手書き（A4版原稿用紙使用）またはワードで作成したものとします。

論文の要旨は、学務部で交付する様式で1,000字程度とします。

⑤修士論文の提出期限

「学位申請書」または「学位申請変更届」を提出した者は、修士論文および要旨を1月第2土曜日正午までに学務部へ提出して下さい。

なお、期限後は、いかなる理由があっても受理しません。

⑥最終試験（学位規程第11条）

最終試験は、修士論文の審査に合格した者に対して、その後に指定する期日にこれを実施します。

⑦提出論文の扱い

提出した修士論文1部は、大学情報センターに保管します（学位規程第29条）。

⑧特定課題研究成果

特定課題研究成果の提出も修士論文の場合の手续に準じます。ただし、特定課題研究成果の字数は、10,000字程度とします。

3. 博士後期課程専攻案内

(1) 法律学専攻について

大学院法学研究科博士後期課程は、すべての法分野について、広く国際的な視野に立った教育と研究を行うことを目標として、学生が細かい専攻の枠にとらわれずに、自主的に任意の法分野の研究を行うことができるように、単一の法律学専攻のみをおく。

その法律学専攻のなかに、相互の関連性の高い法分野を考慮して、次の4つの「研究分野」に区分する。

研究分野

- (イ) 公法学研究分野
- (ロ) 刑事法学研究分野
- (ハ) 民事法学研究分野
- (ニ) 基礎法・比較法学研究分野

(2) 研究分野の特色について

(イ) 公法学研究分野

公法学研究分野では、次のように指導する。

まず、憲法に関する研究指導では、憲法の意義について、外国の基本的な文献を読解して憲法の内容の多義性やその性格の歴史性およびイデオロギー性等を明確に理解するように指導する。この指導を通じて、憲法についての認識と憲法の解釈との関係について、自説を構築しながら、その展開をも図る能力を養成する。つぎに、行政法に関する研究指導では、行政訴訟の機能の拡大とその限界を行政法理論および行政裁判実務との関連から探求し、また、行政訴訟を裁判所の管轄とする日本の現行制度とドイツやフランスにおける行政裁判制度との比較検討を指導する。この指導を通じて、近時における行政手続法や環境影響評価法の制定を踏まえて、行政処分取消訴訟の訴えの利益ないし原告適格、行政処分の違法事由、無名抗告訴訟の拡充、取消訴訟の判決の効力等をめぐる新たな視点を養成する。さらに、国際法に関する研究指導では、現代国際法と国際連合内部法との相互作用の発達を視点に、近代国際法と現代国際法との特質と法規象とを対比しつつ、世界的諸問題の解決に必要な法体系について研究指導する。

(ロ) 刑事法学研究分野

刑事法学研究分野では、次のように指導する。

まず、刑法に関する研究指導では、刑法理論における根本的な主義の対立と個々の解釈論上の問題の解決との関係を中心にして、現在の刑法理論に解決が求められている重要な課題について指導する。この指導を通じて、犯罪の客観的把握と主観的把握との対立や問題的思考と体系的思考との対立、刑事政策的観点の刑法への導入の是非をめぐる対立などについて学説や判例を視野に入れつつ、自説を構築する能力を養成する。つぎに、刑事訴訟法に関する研究指導では、日本の刑事訴訟法の運用の実情を検討するとともに諸外国の立法例をも参考としつつ、とくに刑事裁判における事実認定について供述証拠の信用性の吟味、状況証拠の証明力の評価等の点で過去の事例を中心とする研究を指導する。この指導を通じて、被告人の防御権

を手続的に保障し、適正かつ効率的な証拠調べ手続による迅速な裁判の実現について考察する能力を養成する。

(ハ) 民事法学研究分野

民事法学研究分野では、次のように指導する。

まず、民法に関する研究指導では、現代社会において民法を適用するに当たって考慮すべき問題点を摘出し、当該の問題に係る民法典の各条文の制定過程における資料や参考とされた外国法の内容、民法典制定後の解釈適用の歴史等を検討し、現在における比較法的方法による考察をも加えて、解釈論の研究を指導する。とくに現代社会において重要な課題となっている医療倫理、医療水準と医師の注意義務および医療過誤紛争の他、経済取引および金融機関の問題等に関する民事上の諸問題の研究を指導する。つぎに、商法に関する研究指導では、企業活動をめぐる商事上の諸問題、とくに手形・小切手法理論上の諸問題に対する比較法的方法による解決の研究を指導する。さらに、民事の諸法に関する研究指導では、経済法についてはカルテルの法規制について比較法的方法による研究を指導し、国際私法については国際私法規定の構造論から法律関係の性質決定論や連結素の確定論といった総論の課題に関して比較法的方法による問題解決の研究を指導する。最後に、民事訴訟法に関する研究指導では、民事訴訟の観点から、民事訴訟制度の社会的・歴史的な背景と現代的な問題状況、とくに訴訟主体の役割について比較法的方法による研究を指導し、裁判外紛争処理の観点から、今後の世界的潮流を洞察しつつ、裁判上の処理と裁判外の処理との対比を意識して歴史的経緯や基本理念、手続構造ないし手続規則の研究を指導する。

なお、司法書士養成のコースでは、登記実務を中心に書式実習を行う。

(二) 基礎法・比較法学研究分野

基礎法・比較法学研究分野では、次のように指導する。

基礎法・比較法に関する研究指導では、法圏ごとの法文化的区分を前提として、イギリスとドイツを中心としたヨーロッパ近代法の形成過程とその社会的・思想的背景および現代における近代法の変質に関する研究を指導する。

以上、4つの研究分野に共通する研究指導の方法は、国際的な視野から法律学を研究するために、諸外国の法システムや法と日本の法制度や法律との比較法的方法である。これによって、独創的な考察を加えて、もって日本の法律に対する理論的かつ斬新な解釈を展開するような研究を指導する。

あわせて、コンピュータ・ネットワークを利用した外国法情報の検索、さらには、外国法情報や文献の解説・解釈などの外国法研究の導入的な指導をも行う。

(3) 博士論文の審査基準

1. オリジナリティのある論文であること。
2. そのために、既存の先行研究を十分に検討していること。
3. 執筆者の文と引用文とを明確に区別できること。注および参考文献が漏れなく示されていること。
4. 60,000字以上であること。